

No. 37

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
東浦町	環境経済部 環境課	0562-83-3111	内線 284	0562-84-6421
住所	〒470-2192 知多郡東浦町緒川字政所20		担当者氏名	小田 浩昭

(1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	90,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	120,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	180,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [ 平成23年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
20	10						30

前年度実績基数(22基)

(3) [ 補助対象地域 ]

公共下水道事業の認可区域を除く

(4) [ 特定地域の有無 ] 無

(5) [ 補助対象条件 ]

- ①浄化槽法(昭和58年法律第43号)に規定する浄化槽であつて、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適合されるものにあつては、同指針に適合するもの、かつ、全国合併浄化槽普及促進市町村協議会に登録されているもの
- ②申請時に浄化槽を設置していないこと

(6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の2第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売を目的とする住宅を建てる者
- ④居住の用に供することを目的とする建物以外の建物に浄化槽を設置する者
- ⑤居住用部分の延べ床面積の2分の1未満の併用住宅に浄化槽を設置する者
- ⑥町税を滞納している者
- ⑦公共事業の実施に伴う移転補償金により浄化槽を設置する者

(7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④浄化槽の工事施工見積書の写し
- ⑤工事請負契約書の写し
- ⑥全浄協登録制度による登録証の写し、登録浄化槽管理票C票及び小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑦町内在住者については完納証明書を、町外在住者については当該市町村の発行する完納証明書
- ⑧その他町長が必要と認める書類

(8) [ 実績報告書に添付する書類及び提出期限 ]

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②浄化槽法定検査依頼書の写し
- ③工事施工写真及び領収書の写し
- ④浄化槽設備士の証するチェックリスト
- ⑤その他町長が必要と認める書類

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください